

仕様書

1 件名

令和8年度綾瀬市特定健診等に係る受診勧奨業務委託

2 事業目的

本事業は、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）未受診者へ効率的かつ効果的に受診勧奨を行うことにより、本市の受診率向上及び生活習慣病への意識啓発を図り、市国民健康保険被保険者における疾病の予防、早期発見及び早期治療並びに医療費適正化の推進に資する事を目的とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

履行期間内に受診勧奨通知の発送を2回、SMSの配信を2回行うものとし、それに伴うデータの分析、勧奨対象者の特定及び勧奨資材の作成等の業務について次の各号のとおりとする。

(1) データ分析

ア 受注者は、発注者が提供するデータ等を、人工知能又は受診勧奨業務の受託により蓄積した独自のノウハウ等を用いて分析する。

イ 欠損している値がある場合は、各データを統合して可能な限り埋めるなどし、分析が行える状態に加工してから当該業務を開始するものとする。

ウ 発注者が提供できるデータは資料1のとおりとし、分析に必要な最小限のデータ提供を行うものとする。なお、他に必要なデータ等がある場合は、双方協議のもと提供の可否を決定するものとする。

(2) 受診勧奨対象者の特定及び分類

ア 前号の規定により分析をした結果から、特定健診対象者ごとの受診確率（特定健診を受診すると考えられる予測値）を算出するなどし、受診勧奨通知の送付及びSMSの配信を行う各対象者を特定する。ただし、次の者はいずれの対象からも除外するものとする。

(ア) 令和5年度から令和7年度に1回以上特定のある者

(イ) 2回目以降の勧奨について、第4号ウの規定による回答の結果、今後の受診勧奨を希望しないと回答した者

(ウ) 年度の途中で市国民健康保険の資格を喪失した者

(エ) 年度の途中で特定健診の対象要件を満たさなくなった者

イ アの上限数は次のとおりとする。

項目	第1回目	第2回目	備考
SMS配信	300件	300件	300文字以内を想定
通知作成	5,050	4,050	サンプルを含む
通知宛名印字	5,000	4,000	

ウ アの規定により特定した対象者のうち受診勧奨通知を行う者について、人工知能又は受診勧奨業務の受託により蓄積した独自のノウハウ等を用いて健康意識などの特徴ごと5つ以上のグループに分類する。

エ アの規定により特定したSMS配信対象者及びウの規定により分類した結果をCSV形式で発注者に提出し、配信又は印字前に承諾を得るものとする。ただし、提出するデータには基本コード等の個人を特定できる必要最小限の情報のみを入力するものとし、個人情報の保護に配慮をすること。

(3) SMSはテスト配信及び本番配信

ア 発注者が提供する配信メッセージを、発注者が指定する電話番号宛にテスト配信し、正常に配信できることを確認する。

イ 前号エの規定により発注者の承諾を得たSMSの配信対象者に対し、SMSの配信を行う。なお、配信は平日の午前10時～午後3時に行うものとし、送信元表示は、「0467-70-5617」とすること。

ウ 配信を行った結果、電話番号の誤り等、受注者の責めに帰さない理由により正常に対象者へ到達しなかった場合は送付したものとみなす。

エ 大規模な通信障害又は自然災害等により正常に配信できない又はできなかった場合は、発注者及び受注者による協議のもと日時を変更するものとする。

(4) 受診勧奨資材の作成

第2号エの規定により発注者の承諾を得た受診勧奨通知の送付対象者について、分類したグループごとに異なる受診勧奨資材を作成し、そのデザイン及び内容等に係る校正確認を発注者へ最大3回行うものとする。なお、作成にあたっては、次のことに留意すること。

ア ソーシャルマーケティング手法、ナッジ理論又は定性・定量調査等に基づき、そのグループの特性に適したデザイン及びメッセージとすること。

イ 受診勧奨通知の形式は圧着式のはがきとし、内容に個人情報を含む場合は、その保護に配慮したデザインとすること。

ウ 1回目の受診勧奨通知には次の内容を問う項目を含むこと。なお、その回答方法はオンライン又は郵送とし、その宛先は受注者の所在地とする。

(ア) 今後、次回以降の受診勧奨通知を含む受診勧奨を希望するか

(イ) 今年度、特定健診を受診する意思があるか、及び、意思がない場合はその理由

(ウ) 現在の健康状態

(5) 受診勧奨資材の印刷

校了した受診勧奨資材の印刷を行う。印刷に必要な資材及び機械等は受注者が用意するものとする。

(6) 受診勧奨資材の宛名印字

宛名印字は原則漢字で行うものとし、発注者が提供する外字ファイルによって外字に変換ができない場合は、カタカナで印字するものとする。

(7) 受診勧奨資材及びサンプルの納品

前号の規定により宛名印字が完了した受診勧奨資材及びサンプルを発注者の所在地（綾瀬市早川550番地）へ納品する。なお、宛名印字をしていない残部がある場合は、併せて納品するものとする。

(8) 回答の集計

第4項第4号ウに規定する設問について、受診勧奨通知を行った者から回答があった場合はそれを集計し、発注者へ次の各期日までに集計結果を報告するものとする。

ア 期日1 2回目の受診勧奨通知の納品日

期日時点で集計が完了している分の報告とする。

イ 期日2 令和9年3月31日

次号に定める期末報告に集計結果を含めるものとし、集計に至らなかった分の回答は、期末報告書提出時に書面又はデータにて発注者へ提出すること。なお、期日2には期日1までに集計した結果も含めること。

(9) 期末報告

発注者が提供する、当該年度の受診状況に関するデータ（ファイル形式：CSV）に基づき、受診勧奨通知の送付及びSMSの配信を行った者の受診状況について、性別、発注者が指定する圏域及び年齢別に分析を行い発注者へ報告を行う。

5 想定スケジュール

想定するスケジュールは次のとおりとし、受注者確定後に双方協議のもと、確定するものとする。

(1) SMS 配信

	1回目	2回目
データ提供	8月 7日（金）	12月 4日（金）
対象者の承諾依頼 （第4項第2号エ関係）	8月21日（金）	12月21日（月）
対象者承諾	8月26日（水）	12月23日（水）
テスト配信	9月 2日（水）	1月13日（水）
本番配信	9月 4日（金）	1月15日（金）

(2) 受診勧奨通知

	1回目	2回目
データ提供	8月 7日 (金)	9月14日 (月)
第1回校正依頼	8月14日 (金)	9月24日 (木)
対象者抽出	8月21日 (金)	10月 1日 (木)
対象者承諾	8月26日 (水)	10月 7日 (水)
第2回校正依頼	8月26日 (水)	10月 7日 (水)
第3回校正依頼	9月 4日 (金)	10月20日 (火)
校了	9月 9日 (水)	10月23日 (金)
納品	9月25日 (金)	11月10日 (火)

(3) 期末報告

令和9年3月31日 (水)

6 個人情報の保護

(1) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本事業の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

なお、ここで言う「業務上知り得た情報」とは、国民健康保険被保険者の個人情報及び発注者が個人情報と指定するものを指す。

(2) 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複製し、又は複製してはならない。

(3) データ保管場所の施錠

受領したデータは保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーはラックに入れた状態で管理すること。

7 その他

(1) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

(2) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、本契約の期間中、発注者受注者協議のうえ、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当するかどうかにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

(3) 本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（第三

者委託の禁止)。ただし、第4項第5号及び同項第6号に定める業務については、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。なお、第三者委託を行う場合、第三者は令和8年度綾瀬市特定健診等に係る受診勧奨業務委託プロポーザル実施要領第4項第6号から10号までに定める条件を満たす必要はなく、同条件は、契約主体者が監督すること。

- (4) 社会的経済情勢その他の情勢の変化により物価または賃金に著しい変動が生じた場合には、委託料の額及び委託業務の内容を発注者及び受注者で協議することができる。なお、郵便法の改正による郵便料金の変動または税法の改正による消費税等の税率等、法改正により委託料または消費税等が変動した場合には、受注者は委託業務完了日に応じて当該改正法施行日以降における当該変動内容に基づき計算した額を委託料とし発注者に請求できるものとする。
- (5) 受注者は、最低賃金法に定める趣旨を遵守すること。
- (6) その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

提供可能なデータ

- 1 特定健診・特定保健指導受診歴データ
 - (1) FKAC165／ファイル形式：CSV
前年度分を含まない過去4年度分
 - (2) FKAC167／ファイル形式：CSV
前年度分を含む過去5年度分
 - (3) FKAC161又はFKAC173等／ファイル形式：CSV
 - ア 当年度を含む3年度分とし、各年度の4月1日時点で当該年度内の健康診査対象者全員のデータを含むもの。
 - イ アのデータが抽出できない場合又は同データが実際の勧奨対象者と乖離がある場合は、発注者作成の特定健診対象者データとする。
- 2 被保険者管理台帳（KDB帳票p26_006）／ファイル形式：CSV
- 3 レセプト電算コード情報データ
 - (1) 医科レセプト
21__RECODEINFO__MED. CSV／ファイル形式：CSV
 - (2) 調剤レセプト
24__RECODEINFO__PHA. CSV／ファイル形式：CSV
 - (3) DPCレセプト
22__RECODEINFO__DPC. CSV／ファイル形式：CSV
- 4 突合CSV用データ
 - (1) 医療傷病名／ファイル形式：CSV
 - (2) 医療レセプト管理／ファイル形式：CSV
 - (3) 医療摘要／ファイル形式：CSV
- 5 医療機関コード及び対象医療機関名リスト
- 6 市が被保険者から承諾を得て保持する電話番号リスト
- 7 当該年度の特定健診未受診者リスト（随時提供）／ファイル形式：CSV
- 8 宛名印字用データ／ファイル形式：CSV
- 9 フォントファイル及び外字ファイル／ファイル形式：TTE、EUF
- 10 市章データ／ファイル形式：JPEG